

アイビーシーグループ人権方針

アイビーシーグループは、事業を行う過程で直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、アイビーシーグループの事業に関わる全ての人々の人権を尊重する責任を果たすために、「アイビーシーグループ人権方針」（以下、「本方針」）を定め、人権尊重に取り組んで参ります。本方針は当社経営における、最も重要な指針の一つと位置付けています。

1. 適用範囲

- ・本方針はアイビーシーグループ各社の役職員（派遣社員、パートタイム雇用者等を含む）に適用します。また、アイビーシーのビジネスパートナーに対しても、本方針を支持し、人権の尊重に努めて頂くよう期待します。

2. 基本的な考え方

- ・アイビーシーグループは国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権尊重の取り組みを推進するとともに、以下の規定を支持・尊重いたします。
 - ・国連「国際人権章典」（世界人権宣言、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約）
 - ・ILO（国際労働機関）「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」
- ・差別や人権侵害を行うことなく、互いを尊重し、多様な価値観を認め合い、基本的人権を尊重します。
- ・雇用における機会均等と適正な職場環境に注意を払うとともに、人種、国籍、信条、宗教、障がい、門地、性別、性的指向、性自認、年齢、健康状態等による差別やセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為、強制労働や児童労働等の人権侵害を行わず、その遵守を徹底します。
- ・ハラスメントや人権等に関する相談窓口を設け、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ開かれた職場環境を追求します。
- ・適切な研修・教育プログラムを提供し、社員の人権に関する理解の醸成を図ります。
- ・人権に対する悪影響が生じている場合や悪影響が生じるリスクがある場合、ステークホルダーと対話の機会を持ち、真摯に協議を行うようにします。また取り組み内容と結果について、適切に開示を行います。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施と救済措置

- ・アイビーシーグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、自らが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。
- ・アイビーシーグループの事業活動が、人権に対する負の影響を直接に引き起こしたことが明らかとなった場合、または取引関係等を通じた間接的な影響が明らかとなった場合、あるいは明らかではなくとも負の影響が疑われる場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

2021年1月15日
アイビーシー株式会社
代表取締役社長 加藤 裕之